

## 板橋区の公営住宅政策のあり方に関する庁内検討会設置要綱

(平成 26 年 4 月 8 日 区長決定)

### (設置)

第 1 条 板橋区の公営住宅政策のあり方について、必要な検討を行うため、板橋区の公営住宅政策のあり方に関する庁内検討会（以下「検討会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第 2 条 検討会は、公営住宅政策のあり方について次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公営住宅政策のあり方についての検討に関すること。
- (2) 区営住宅のあり方についての検討に関すること。
- (3) 高齢者住宅（けやき苑）のあり方についての検討に関すること。

### (構成)

第 3 条 検討会は、委員 6 名で構成する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 都市整備部長
- (2) 都市整備部住宅政策課長
- (3) 政策経営部政策企画課長
- (4) 政策経営部財政課長
- (5) 健康生きがい部生きがい推進課長
- (6) 健康生きがい部おとしより保健福祉センター長

### (会長及び副会長)

第 4 条 検討会に会長を置く。

2 会長は、都市整備部長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、検討会の事務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 検討会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者を検討会に出席させることができる。

### (部会)

第 6 条 会長は、第 2 条に規定する所掌事務の調査・検討をするために必要と認めるときは、部会を設置することができる。

### (事務局)

第 7 条 検討会の事務局は、都市整備部住宅政策課に置く。

### (委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

### 付則

この要綱は、平成 26 年 4 月 8 日から施行する。